手続きや交付申請の際に委任状が必要な場合があります

町民の皆様のプライバシーや財産を守るため、町での手続きや各種証明書交付申請の際に、委任状が必要な場合があります。以下に該当する場合には委任者（頼む人）からの委任状を持参してください。

手続き・証明書の種類		本人からの委任状が必要な場合
町民課	住民異動届（転入、転出、転居等）	**本人、同一世帯以外**の方が代理人として窓口に来る場合 ※親子でも世帯が違えば本人からの委任状が必要です。
	印鑑登録申請（廃止・改印含む）	**本人以外**の方が代理人として窓口に来る場合 （印鑑登録証（カード）の発行は数日かかります。） ※登録印紛失の場合を除き登録する印鑑又は登録印をお持ちください。
	戸籍・除籍・原戸籍（謄本・抄本） 戸籍の附票（謄本・抄本）の交付申請	**本人、同一戸籍内の方、直系尊属または直系卑属以外**の方が代理人として窓口に来る場合
	各種届書の受理証明書交付申請	**届出人以外**の方が代理人として窓口に来る場合
	身分証明書・独身証明書交付申請	**本人以外**の方が代理人として窓口に来る場合
	住民票の写しの交付申請	**本人、同一世帯員以外**の方が代理人として窓口に来る場合
税務会計課	所得・課税・納税証明の交付申請	**本人、同一世帯員以外**の方が代理人として窓口に来る場合
	土地家屋評価（公課）証明、名寄帳の交付申請	**本人以外**の方が代理人として窓口に来る場合 ※本人死亡の場合は、相続関係を明らかにする戸籍謄本等を提示してください。

※『印鑑登録証明書』の交付請求を委任する場合は、委任状は不要です。
代理人が印鑑登録証（カード）を持参し、申請書の記入ができることで委任されているとみなします。委任する人は代理人にカードを預け、住所、氏名、生年月日を伝えてください。

委任するとき・委任されるときの留意事項

◎委任する人（頼む人）

・委任状は**委任する人が全て記入**してください。委任状の様式は、任意のもので構いません。（長瀞町ホームページに様式を掲載しています。）
・役場から委任する人へ連絡することがあります。委任状に**日中連絡の取れる電話番号**を記入してください。
・代理人が窓口で各種申請用紙を記入するために必要な情報（本籍、住所、生年月日、証明内容、提出先など）を代理人に正確に伝えてください。

◎代理人（頼まれる人）

・印鑑（スタンプ印は不可）及び本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）を持参してください。
※本人、同一世帯員以外の方が代理人として住民票コード・マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写しの交付申請をされる場合は即日交付できませんのでご了承ください。

委任状を偽造したときは、私文書偽造罪の対象となるとともに、民事上の損害賠償責任を負う場合があります。

問合せ　町民課　住民担当　☎６６・３１１１　内線１２６
税務会計課　管理担当　☎６６・３１１１　内線１１２

戸籍に記載される氏名のフリガナが通知されます

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、戸籍に氏名のフリガナが記載されることとなります。
戸籍に記載される予定のフリガナは、法律の施行日から３か月以内を目途に、本籍地の市区町村から皆さんに郵送で通知されます。必ずご確認ください。

■通知に記載されたフリガナが正しい場合：
届出は不要です。施行日から１年経過後にそのフリガナが順次戸籍に記載されます。

■通知に記載されたフリガナが誤っている場合：
令和８年５月２５日までにフリガナの届出をお願いします。

届出方法等の詳細は、法務省のホームページのほか、お手元に届く通知にも記載されていますので、ご確認をお願いいたします。
法務省ホームページＵＲＬ：https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/index.html
（右の二次元コードからもご確認いただけます。）

問合せ　町民課　住民担当　☎６６・３１１１　内線１２６